

令和7年6月10日

各位

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官

熱中症による災害・事故防止について

日頃から鉱山保安行政に御理解・御協力いただき、御礼申し上げます。

さて、令和7年6月1日付けで労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行され、職場における熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定が設けられました。

鉱山においても、熱中症による鉱山労働者の健康障害だけでなく、ひいては災害・事故に繋がるおそれがあることから、本規定に基づく取組に加え、各鉱山の職場環境の改善や、鉱山労働者自身の身体機能・健康状況の把握など、熱中症による災害・事故防止に向けた取組を行うよう、会員に対し周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、熱中症対策が強化された「労働安全衛生規則」に関する資料等は、以下の厚生労働省 HP からご確認ください。

参考：https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7_ministerial_ordinance.pdf

以上